平成 30 年度調剤報酬等改定項目①

○調剤報酬点数表

(平成30年4月1日施行予定)

項目	改正前		改正後	
第1節 調剤技術料				
区分00調剤基本料	1 調剤基本料1	41 点	1 調剤基本料1	41点
(処方せんの受付 1 回	2 調剤基本料2	25点	2 調剤基本料 2	25点
につき)	3 調剤基本料3	<u>20 点</u>	3 調剤基本料3	
【項目の見直し】			イ 同一グループの保険薬局(則	វ務上又は
			営業上若いは事業上、緊密な	関係にある
			範囲の保険薬局をいう。以下ご	の表におい
			て同じ。)による処方箋受付回	数 4 万回
			を超え40万回以下の場合	<u>20点</u>
			□ 同一グループの保険薬局による	3処方箋受
			付回数 40 万回を超える場合	<u>15点</u>
	4 調剤基本料4	<u>31 点</u>	(削除)	
	5 調剤基本料 5	<u>19点</u>	(削除)	
【注の見直し】	注1 別に厚生労働大臣が定め		注1 別に厚生労働大臣が定めるが	
	適合しているものとして地方厚金		適合しているものとして地方厚生	
	け出た保険薬局において調剤は		け出た保険薬局において調剤した	
	処方せんの受付 1 回につき、		処方箋の受付1回につき、当該	
	る区分に従い、それぞれ所定		区分に従い、それぞれ所定点数を	
	る。ただし、別に厚生労働大臣		ただし、別に厚生労働大臣が定め	
	基準に適合しているものとしては		準に適合しているものとして地方原	
	等に届け出たものについては、		に届け出たものについては、本文	
	かかわらず、当該基準に係る区		かわらず、調剤基本料1により算	E9る。
	剤基本料1 <u>又は調剤基本料</u> する。	· <u>4</u> により昇止		
	する。 注2 注1の規定に基づき地方/	百仕巳巨笙に	注2 別に厚生労働大臣が定める('P'除家民に
	届け出た保険薬局以外の保険		おいては、注1本文の規定にかか	
	は、特別調剤基本料として 1		別調剤基本料として、処方箋の受	
	<u>。</u> <u>でいいかいかいますがっこので 1.</u>	2 mc++	つき 10 点を算定する。	(1) I EVC
【注の見直し】	注3 別に厚生労働大臣が定め	る保険薬局に	注3 別に厚生労働大臣が定める	保険薬局に
	おいては、所定点数の 100 分		おいては、所定点数の 100 分の	
	する点数により算定する。ただし		する点数により算定する。	
	受付回数が1月に600回以			
	<u>を除く。</u>			
【注の削除】	注4 別に厚生労働大臣が定め	る施設基準に	(削除)	
	適合しているものとして地方厚金	生局長等に届		
	け出た保険薬局において調剤し	た場合には、		
	基準調剤加算として所定点数	こ 32 点を加		

	算する。 なお、区分番号 00 の 1 に掲げる調剤基	
	本料1を算定している保険薬局においての	
	み加算できる。	
【注の追加】	(追加)	注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に
		適合しているものとして地方厚生局長等に届
		地域支援体制加算として、所定点数に 35
【注の見直し】	注 5 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規	注5 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規
	則 (昭和 32 年厚生省令第 16 号) 第 7	則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)第 7
	条の2に規定する後発医薬品(以下「後発	条の2に規定する後発医薬品(以下「後発
	 医薬品」という。) の調剤に関して別に厚生	医薬品」という。)の調剤に関して別に厚生
	労働大臣が定める施設基準に適合している	労働大臣が定める施設基準に適合している
	ものとして地方厚生局長等に届け出た保険	ものとして地方厚生局長等に届け出た保険
	薬局において調剤した場合には、当該基準に	薬局において調剤した場合には、当該基準に
	係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点	係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点
	数に加算する。	数に加算する。
	イ 後発医薬品調剤体制加算 1 18点	イ後発医薬品調剤体制加算1 18点
	□ 後発医薬品調剤体制加算 2 22点	□ 後発医薬品調剤体制加算 2 22点
		八後発医薬品調剤体制加算3 26点
【注の追加】	(追加)	注6 後発医薬品の調剤に関して別に厚生労
		働大臣が定める保険薬局において調剤した
		場合には、所定点数から2点を減算する。た
		だし、処方箋の受付回数が 1 月に 600 回
		以下の保険薬局を除く。
	注 <u>6</u> (略)	注 <u>7</u> (略)
	注 <u>7</u> (略)	注 <u>8</u> (略)
【注の見直し】	注8 医師の分割指示に係る処方せん受付	注9 医師の分割指示に係る処方箋受付
	(注6及び注7に該当する場合を除く。)	(注7及び注8に該当する場合を除く。)
	において、1 回目の調剤については、当該指	において、1 回目の調剤については、当該指
	示に基づき分割して調剤を行った場合に、2	示に基づき分割して調剤を行った場合に、2
	回目以降の調剤については投薬中の患者の	回目以降の調剤については投薬中の患者の
	服薬状況等を確認し、処方 <u>せん</u> を交付した	服薬状況等を確認し、処方 <mark>箋</mark> を交付した保
	保険医(以下この表において「処方医」とい	険医(以下この表において「処方医」とい
	う。) に対して情報提供を行った場合に算定	う。) に対して情報提供を行った場合に算定
	する。この場合において、区分番号 00 に掲	する。この場合において、区分番号 00 に掲
	げる調剤基本料及びその加算、区分番号	げる調剤基本料及びその加算、区分番号
	0.023/132	
	01 に掲げる調剤料及びその加算並びに第2	01 に掲げる調剤料及びその加算並びに第2
		01 に掲げる調剤料及びその加算並びに第 2 節に掲げる薬学管理料は、それぞれの所定

	に相当する点数を、分割回数が 3 回以上の 場合は、それぞれの所定点数の 3 分の 1 に 相当する点数を 1 分割調剤につき算定す る。	剤につき算定する。
 区分 01 調剤料	J.	
1 内服薬 (浸煎薬及	 イ 14日分以下の場合 (略)	イ 14日分以下の場合 (略)
び湯薬を除く。(1 剤に	1 15 日分以上 21 日分以下の場合 70 点	□ 15日分以上 21 日分以下の場合 67点
つき))	13 日分以上 21 日分以下の場合 <u>70 点</u> 八 22 日分以上 30 日分以下の場合 80 点	ハ 22 日分以上 30 日分以下の場合 78 点
【点数の見直し】	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	二 31 日分以上の場合 86 点
5 注射薬	注 2	注2 5の注射薬について、別に厚生労働大
(注の見直し)	上と 300元初来について、かにタエカ動へ	臣が定める施設基準に適合しているものとし
【注の元回じ】	て地方厚生局長等に届け出た保険薬局にお	て地方厚生局長等に届け出た保険薬局にお
	いて、中心静脈栄養法用輸液、抗悪性腫瘍	いて、中心静脈栄養法用輸液、抗悪性腫瘍
	利又は麻薬につき無菌製剤処理を行った場	利又は麻薬につき無菌製剤処理を行った場
	おく	合は、無菌製剤処理加算として、1日につき
	は 65 点 (6 歳未満の乳幼児の場合におい	それぞれ 67 点、77 点又は 67 点(6歳
	ては、1 日につきそれぞれ 130 点、140 点	未満の乳幼児の場合にあっては、1日につき
	又は 130 点)を加算する。	それぞれ 135 点、145 点又は 135 点)を
	<u> </u>	所定点数に加算する。
第2節 薬学管理料		1/12 ANSAIC JHFF 9 00
区分 10 薬剤服用歴管	 1 原則 6 月以内に処方せんを持参した患者	1 原則6月以内に再度処方箋を持参した患
理指導料	 に対して行った場合 38 点	
(処方せんの受付 1 回	2 1の患者以外の患者に対して行った場合	2 1の患者以外の患者に対して行った場合
(こつき)	50 点	<u>53点</u>
【点数の見直し】	3 特別養護老人ホーム入所者に対して行っ	3 特別養護老人ホームに入所している患者に
	た場合 <u>38 点</u>	訪問して行った場合 <u>41 点</u>
【注の見直し】	注1 1及び2については、患者に対して、次	注1 1及び2については、患者に対して、次
	に掲げる指導等の全てを行った場合に、処方	に掲げる指導等の全てを行った場合に、処方
	せん受付 1 回につき所定点数を算定する。	箋 受付 1 回につき所定点数を算定する。た
	ただし、手帳を持参していない患者又は区分	だし、手帳を持参していない患者又は区分番
	番号 00 の1に掲げる調剤基本料1 若しく	号 00 の 1 に掲げる調剤基本料 1 以外の調
	は区分番号 00 の4に掲げる調剤基本料4	剤基本料を算定する保険薬局に処方 <mark>箋</mark> を持
	以外の調剤基本料を算定する保険薬局に	参した患者に対して、次に掲げる指導等の全
	処方 <u>せん</u> を持参した患者に対して、次に掲げ	てを行った場合は、本文の規定にかかわら
	る指導等の全てを行った場合は、50点を算	ず、処方箋受付 1 回につき、53 点を算定す
	定する。	る 。
	イ~ホ (略)	イ~ホ (略)
【注の見直し】	注4 薬剤服用歴に基づき、重複投薬、相互	注4 薬剤服用歴に基づき、重複投薬、相互
	作用の防止等の目的で、処方医に対して照	作用の防止等の目的で、処方医に対して照
	会を行い、処方に変更が行われた場合は、	会を行い、処方に変更が行われた場合は、
	30 点を所定点数に加算する。	重複投薬・相互作用等防止加算として、次

【注の見直し】	注6 6 歳未満の乳幼児に係る調剤に際して 必要な情報等を直接患者又はその家族等に 確認した上で、患者又はその家族等に対し、 服用に関して必要な指導を行い、かつ、当該 指導の内容等を手帳に記載した場合には、 10点を所定点数に加算する。	に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 1 残薬調整に係るもの以外の場合 40点 30点 30点 30点 注6 6 歳未満の乳幼児に係る調剤に際して必要な情報等を直接患者又はその家族等に確認した上で、患者又はその家族等に対し、服用に関して必要な指導を行い、かつ、当該指導の内容等を手帳に記載した場合には、乳幼児服薬指導加算として、12点を所定点数に加算する。
【注の追加】	(追加)	注9 別に厚生労働大臣が定める保険薬局に おいて、注1又は注2に掲げる指導等の全 てを行った場合には、注1及び注2の規定に かかわらず、薬剤服用歴管理指導料の特例 として、処方箋受付1回につき、13点を算 定する。この場合において、注3から注6ま でに規定する加算は算定できない。
区分 13 の 2 かかりつ け薬剤師指導料	<u>70 点</u>	<u>73点</u>
【点数の見直し】		
【注の見直し】	注3 薬剤服用歴に基づき、重複投薬、相互作用の防止等の目的で、処方医に対して照会を行い、処方に変更が行われた場合は、30点を所定点数に加算する。	注3 薬剤服用歴に基づき、重複投薬、相互作用の防止等の目的で、処方医に対して照会を行い、処方に変更が行われた場合は、重複投薬・相互作用等防止加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 1 残薬調整に係るもの以外の場合 40点 0 残薬調整に係るものの場合 30点
【注の見直し】	注5 6 歳未満の乳幼児に係る調剤に際して 必要な情報等を直接患者又はその家族等に 確認した上で、患者又はその家族等に対し、 服用に関して必要な指導を行い、かつ、当該 指導の内容等を手帳に記載した場合には、 10点を所定点数に加算する。	注5 6 歳未満の乳幼児に係る調剤に際して 必要な情報等を直接患者又はその家族等に 確認した上で、患者又はその家族等に対し、 服用に関して必要な指導を行い、かつ、当該 指導の内容等を手帳に記載した場合には、 乳幼児服薬指導加算として、12 点を所定 点数に加算する。
区分 13 の3 かかりつ け薬剤師包括管理料 【点数の見直し】	<u>270 点</u>	<u>280 点</u>

区分 14 の3 服用薬	(新規)	服用薬剤調整支援料 125点
剤調整支援料		注 6種類以上の内服薬(特に規定するもの
【項目の新設】		を除く。)が処方されていたものについて、処
		方医に対して、保険薬剤師が文書を用いて
		提案し、当該患者に調剤する内服薬が2種
		類以上減少した場合に、月 1 回に限り所定
		点数を算定する。
区分 15 在宅患者訪問	1 同一建物居住者以外の場合 650点	1 単一建物診療患者が1人の場合650点
薬剤管理指導料	2 同一建物居住者の場合 300点	2 単一建物診療患者が2人以上9人以下
【項目の見直し】		の場合 320点
		3 1及び2以外の場合 290点
【注の見直し】	注1 あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導	注1 あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導
	を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険	を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険
	薬局において、1については、在宅で療養を	薬局において、在宅で療養を行っている患者
	行っている患者(当該患者と同一の建物に	であって通院が困難なものに対して、医師の
	居住する他の患者に対して当該保険薬局が	指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指
	同一日に訪問薬剤管理指導を行う場合の	導計画を策定し、患家を訪問して、薬学的
	当該患者(以下「同一建物居住者」とい	管理及び指導を行った場合に、 <mark>単一建物診</mark>
	う。)を除く。)であって通院が困難なものに	療患者(当該患者が居住する建物に居住
	対して、2については、在宅で療養を行ってい	する者のうち、当該保険薬局が訪問薬剤管
	る患者 <u>(同一建物居住者に限る。)</u> であっ	理指導を実施しているものをいう。)の人数
	て通院が困難なものに対して、医師の指示に	に従い、患者1人につき月4回(末期の悪
	基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計	性腫瘍の患者及び中心静脈栄養法の対象
	画を策定し、患家を訪問して、薬学的管理	患者にあっては、週2回かつ月8回)に限
	及び指導を行った場合に、 <u>1と2を合わせて</u>	り算定する。この場合において、1から3まで
	患者1人につき月4回(末期の悪性腫瘍	を合わせて保険薬剤師 1 人につき週 40 回
	の患者及び中心静脈栄養法の対象患者に	に限り算定できる。
	ついては、週2回かつ月8回)に限り算定	
	する。この場合において、 <u>1と2</u> を合わせて保	
	険薬剤師 1 人につき週 40 回に限り算定で	
	きる。	
【注の追加】	(追加)	注3 在宅で療養を行っている 6 歳未満の乳
		幼児であって、通院が困難なものに対して、
		患家を訪問して、直接患者又はその家族等
		に対して薬学的管理及び指導を行った場合
		は、乳幼児加算として、1回につき 100 点を
		所定点数に加算する。
	注3 (略)	注 <u>4</u> (略)
	注4 (略)	注 <u>5</u> (略)
区分 15 の2 在宅患	(追加)	注3 在宅で療養を行っている 6 歳未満の乳
者緊急訪問薬剤管理		幼児であって、通院が困難なものに対して、

指導料		患家を訪問して、直接患者又はその家族等
【注の追加】		に対して薬学的管理及び指導を行った場合
		は、乳幼児加算として、1回につき100点を
		所定点数に加算する。
	注3 (略)	注4 (略)
	注 <u>3</u> (略) 注4 (略)	注 <u> </u>
区分 15 の3 在宅患	/エ <u>4</u> (^(昭) 注 1 訪問薬剤管理指導を実施している保険	注3 (略) 注1 訪問薬剤管理指導を実施している保険
者緊急時等共同指導 	薬局の保険薬剤師が、在宅での療養を行っている思考です。こころにおりません。	薬局の保険薬剤師が、在宅での療養を行っている思考です。こことは
料	ている患者であって通院が困難なものの状態	ている患者であって通院が困難なものの状態
【注の見直し】	の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担	の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担
	う保険医療機関の保険医の求めにより、当	う保険医療機関の保険医の求めにより、当
	該保険医療機関の保険医等、歯科訪問診	該保険医療機関の保険医等、歯科訪問診
	療を実施している保険医療機関の保険医で	療を実施している保険医療機関の保険医で
	ある歯科医師等、訪問看護ステーションの看	ある歯科医師等、訪問看護ステーションの保
	護師等又は居宅介護支援事業者の介護支	健師、助産師、看護師、理学療法士、作業
	援専門員と共同で患家に赴き、カンファレンス	療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門
	に参加し、それらの者と共同で療養上必要な	<u>員又は相談支援専門員</u> と共同でカンファレン
	指導を行った場合に、月 2 回に限り算定す	スに参加し、それらの者と共同で療養上必要
	る。	な指導を行った場合に、月 2 回に限り算定
		する。
【注の追加】	(追加)	注3 在宅で療養を行っている 6 歳未満の乳
		幼児であって、通院が困難なものに対して、
		患家を訪問して、直接患者又はその家族等
		に対して薬学的管理及び指導を行った場合
		は、乳幼児加算として、1 回につき 100 点を
		所定点数に加算する。
	注3 (略)	注 <u>4</u> (略)
	注 <u>4</u> (略)	注 <u>5</u> (略)
区分 15 の5 服薬情	<u>20 点</u>	1 服薬情報等提供料1 30点
報等提供料		2 服薬情報等提供料2 20点
【項目の見直し】		
【注の見直し】	注1 患者、その家族等若しくは保険医療機	注1 1については、保険医療機関の求めが
	関の求めがあった場合又は薬剤師がその必	あった場合 において、患者の同意を得た上
	要性を認めた場合において、患者の同意を得	で、薬剤の使用が適切に行われるよう、調剤
	ー た上で、薬剤の使用が適切に行われるよう、	後も当該患者の服用薬の情報等について把
	調剤後も患者の服用薬の情報等について把	握し、保険医療機関に必要な情報を文書に
	握し、患者、その家族等又は保険医療機関	より提供等した場合に月に1回に限り算定
	へ必要な情報提供、指導等を行った場合	する。これらの内容等については薬剤服用歴
	に、所定点数を算定する。なお、保険医療機	に記録すること。
	関への情報提供については、服薬状況等を	
	示す情報を文書により提供した場合に月1	
L	3.7 IIIIKC/ EICO/JAI/O/C/MII/C/] I	

	回に限り算定する。これらの内容等について は薬剤服用歴に記録すること。	
【注の追加】	(追加)	注2 2については、患者若しくはその家族等の求めがあった場合又は保険薬剤師がその必要性を認めた場合において、当該患者の同意を得た上で、薬剤の使用が適切に行われるよう、調剤後も患者の服用薬の情報等について把握し、患者、その家族等又は保険医療機関へ必要な情報提供、指導等を行った場合に算定する。なお、保険医療機関への情報提供については、服薬状況等を示す情報を文書により提供した場合に月1回に限り算定する。これらの内容等については薬剤服用歴に記録すること。
	注 <u>2</u> (略)	注 <mark>3</mark> (略)
区分 15 の6 在宅患 者重複投薬・相互作	30点	1 残薬調整に係るもの以外の場合 40点 2 残薬調整に係るものの場合 30点
用等防止管理料		
【項目の見直し】		
第5節 経過措置	平成24年3月31日以前に区分番号15の注1に規定する医師の指示があった患者については、区分番号15の注3、区分番号15の2の注3及び区分番号15の3の注3の規定は適用しない。	1 平成 24 年 3 月 31 日以前に区分番号 15 の注 1 に規定する医師の指示があった患者については、区分番号 15 の注 4、区分番号 15 の 2 の注 4 及び区分番号 15 の 3 の注 4 の規定は適用しない。 2 区分番号 00 の注 6 に係る規定は、平成 30 年 9 月 30 日までの間は、適用しない。 3 区分番号 10 の注 9 に係る規定は、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、適用しない。